

# DBの積立基準について (省令の公布・通知の発出)

2018年6月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。  
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2018. 6. 27 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201806-170-0205-D)

# 1. DBの積立基準のあり方に関する論点

- 厚生労働省は、2018年6月22日、DBの積立基準に関する省令・通知を公布・発出しました。
- DBの積立基準については、継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところですが、第20回社会保障審議会企業年金部会の議論を経て、このうち、非継続基準に抵触した場合の特例掛金の設定方法における積立比率方式の改正が実施されました。(パブリックコメントに付された内容から変更なし)。
- この改正は、公布の日から施行としつつ、2019年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算において非継続基準に抵触し特例掛金を拠出する場合には、改正前の方法によることも可能とされています。

＜ご参考：第20回社会保障審議会企業年金部会（2018年4月20日開催）における議論＞

## DBの積立基準（継続基準と非継続基準）

- ✓ 継続基準と非継続基準の2つの積立基準による財政運営を行っているところだが、両者の異なる性格に鑑みて、引き続き併用することが適当。

## 現行の非継続基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率

- ✓ 「30年国債の応募者利回りの5年平均を基準として算定していること」「この基準で定められた率に0.8～1.2を乗じることも可能としていること」により、一時的な変動を緩和・除去する措置を講じている。
- ✓ 最低積立基準額は、制度終了時点の分配金や他制度への移換金の算定に使用されるなど、予定利率の変更が加入者等の受給額に直接影響するものである。
- ✓ 以上より、予定利率の低下を受けて現時点で変更することは適当ではない。

## 非継続基準に抵触した場合における積立比率方式

- ✓ 翌々事業年度から特例掛金を拠出しようとする、翌事業年度に増加が見込まれる積立不足を一括拠出することとなるが、これは翌事業年度から特例掛金を拠出する場合との均衡を欠いていると考えられる。
- ✓ P 4【改正後】としてはどうか

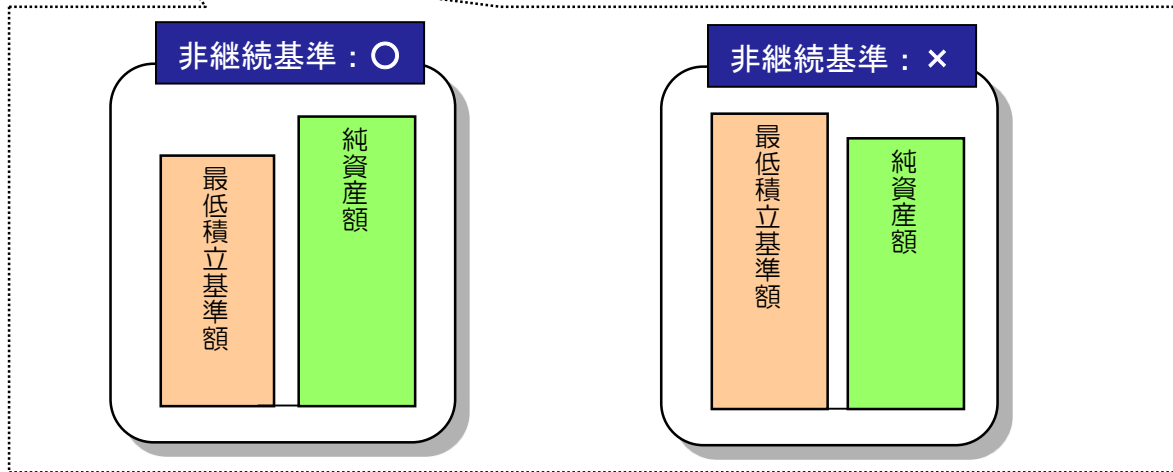
## <ご参考：非継続基準の財政検証>

### ■非継続基準の財政検証

#### <非継続基準の判定方法>

積立比率＝純資産額÷最低積立基準額が1.00以上  
(つまり純資産額が最低積立基準額以上)

かどうか



### ■非継続基準に抵触した場合の対応

以下のいずれかの方法により、掛金引上げの要否を検証

**今回改正**

- ① 積立水準に応じた掛金の設定
- ② 回復計画の策定（当分の間（経過措置期間））

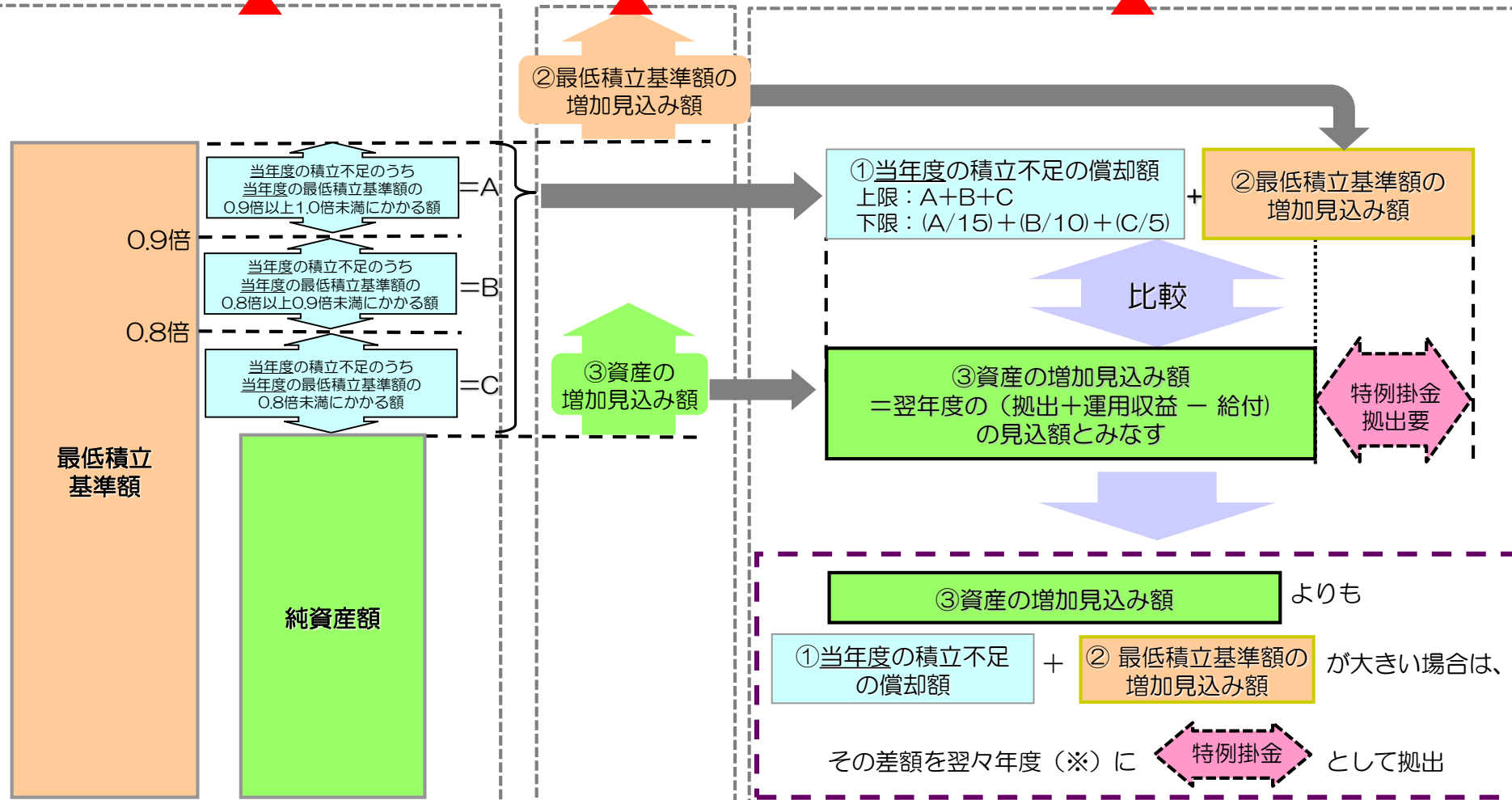
## 2-1. 積立比率方式 【改正前】

○翌々年度から特例掛金を拠出しようとする、翌年度に増加が見込まれる積立不足(翌年度の最低積立基準額の増加見込み額から翌年度の資産の増加見込み額を控除した額)を一括拠出することとなっています。

当年度

翌年度

翌々年度



(※) 翌々年度の拠出に代えて翌年度に拠出することも可能です。翌年度に拠出する場合の特例掛金額は①の額となります。当社では翌々年度の拠出を標準的な取扱いとしてご案内しております。

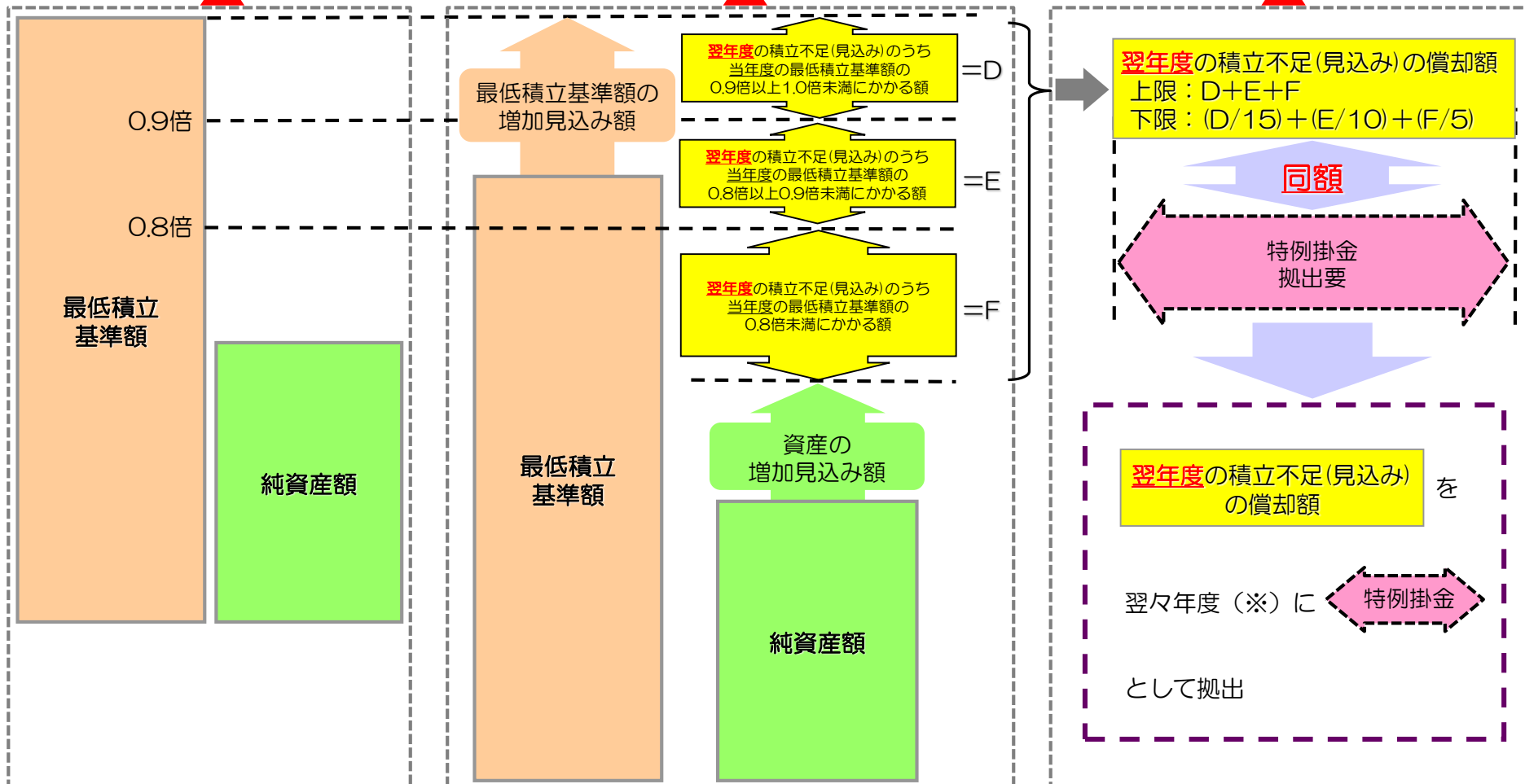
## 2-2. 積立比率方式 **【改正後】**

○今回の省令・通知の公布・発出により、翌年度に増加が見込まれる積立不足を、当年度の積立不足と同等に取扱うこととされました。

当年度

翌年度

翌々年度



(※) 翌々年度の拠出に代えて翌年度に拠出することも可能です。翌年度に拠出する場合の特例掛金額は改正前(P3)と同様となります。当社では翌々年度の拠出を標準的な取扱いとしてご案内しております。